

施策評価シート《マネジメントシート》

施策名	子育て支援・児童福祉の充実			
施策の体系	基本目標	ひとを育むまち	施策の担当課名	子ども支援課
	基本施策	ライフステージ支援プロジェクト	関係課名	—
	施策コード	B-3-2	シート作成者名	黒田 純一

① 施策の現状と課題	<p>わが国における子どもを育てる環境は、核家族化の進行、地域社会の希薄化、就業環境の変化及びライフスタイルの多様化などにより、地域や家庭における養育力が著しく低下しています。また、平成22年のわが国の合計特殊出生率は、1.39と前年を0.02ポイント上回っているものの、現在の人口を維持するために必要な水準（人口置換水準）の2.08を大きく下回っており、出産期世代の人口減少による出生数の減少は避けられない課題となっています。</p> <p>いかなる時代、どのような社会状況にあっても、すべての子どもの育ちを支え、安心して子育てができる環境、次代を担う子どもが健やかに成長していく環境を整備していくことは、行政はもとより、企業、地域など社会全体が連携して取り組んでいく必要があります。</p> <p>本市では、平成15年7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成17年3月に「行橋市次世代育成支援行動計画（前期計画）」を策定し、保護者の子育てや子どもの育ちに関わる各種事業の推進に努めてきました。その後、平成22年3月に、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現の視点に立った取組み、子育て支援サービスに関する包括的な取組みを重点的に取り上げ、本市の実情に即した「行橋市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定しました。</p> <p>また、この計画を推進するに当たり、平成22年4月に「子ども支援課」を創設し、妊婦期から小学校就学前までの施策を一元的に管理する体制を整備しました。今後の次世代支援対策は、未来を担う子どもたちを社会全体でともに育て、保護者が楽しんで子育てできるまちを目指して、この計画で掲げています5つの基本目標と22の基本施策を推進していくこととしています。</p>
② 施策の基本方針	<p>すべての子どもの権利や個性を最大限に尊重し、子どもの幸せを第一に考えながら、子どもと子育て家庭の支援という観点から、子どもの健やかな育成に努めます。</p>

③ 施策の内容 (主要施策)	<p><b>主要施策名(1)</b> 次世代育成支援行動計画の推進</p> <p>安心して子どもを生み育てることができる子育て環境づくりと、子育て支援の取組みを一層充実するために、社会的支援を総合的・計画的に推進する指針として策定した「行橋市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を、関係機関、地域、企業などと連携して順次実施します。</p>
	<p><b>主要施策名(2)</b> 地域における子育て支援サービスの充実</p> <p>保護者が身近な地域で気軽に情報を得たり、相談ができるよう、地域子育て支援センターの拡充を図るとともに、子どもが安全に遊びながら、情操豊かな健全な児童を育てることを目的とした児童館の建設を推進します。</p> <p>また、多様な保育ニーズに応えるために、各種保育事業の実施に努めるとともに、地域住民と連携、協力し、ファミリー・サポート・センター事業（事業の概要は次ページ「主要事業」を参照）の実施を検討します。</p>
	<p><b>主要施策名(3)</b> 情報提供と相談体制の充実</p> <p>地域子育て支援センターを中心に、重層的な子育て相談ネットワークを構築し、相談支援の充実を図ります。また、保育所、幼稚園、小・中学校等の連携を強化し、就学前児童の相談体制の充実を図ります。</p>
	<p><b>主要施策名(4)</b> 仕事と家庭の両立支援の推進</p> <p>子育て世代を地域社会全体で支えていく気運を醸成するため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取れた働き方や職場の環境づくりに関する広報啓発に努めるとともに、学童保育（児童クラブ）事業の対象年齢の引き上げを踏まえた、内容の充実をはじめとする、仕事と子育ての両立を支援するための取組みを推進します。</p>
	<p><b>主要施策名(5)</b> 子どもと親の健康確保</p> <p>妊婦期・出産期・新生児期及び乳幼児期を通じて発達や発育面で支援を要する子どもや保護者を早期に把握するとともに、母子の健康が確保されるよう、保健、医療、福祉及び教育分野の連携を強化します。また、子育て家庭の経済支援策として、子ども医療費支給制度のさらなる拡充を検討し、母子保健施策の充実を図ります。</p>
	<p><b>主要施策名(6)</b> 療育事業の充実</p> <p>乳児家庭全戸訪問事業及び乳幼児健診などで気になる子どもの早期発見を行うとともに、地域の療育機関や通園機関、保育所、幼稚園、学校等との連携を強化し、子どもの成長に応じた必要な支援が切れ目なく提供できるよう、療育体制の充実と事業の推進を図ります。</p>

④ 目標指標	指標名(単位)	過年度実績		評価年度	目標値			達成度の説明(H24年度)	
	通常保育利用者数(人)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	年々増加する保育ニーズの動向に沿って、目標値に近づくような推移を示しており、概ね適切な入所措置が達成できていると考えている。
		1,329	1,388	1,411	1,425	1,457	1,457	1,457	
	延長保育事業 利用者数(人)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	年々増加する保育ニーズの動向に沿って、目標値に近づくような推移を示しており、概ね適切な利用者支援施策が達成できていると考えている。
		150	156	164	172	180	180	180	
	延長保育事業 実施箇所数(箇所)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	年々増加する保育ニーズの動向に沿って、目標値に近づくような推移を示しており、概ね適切な整備が達成できていると考えている。
		10	10	10	10	11	11	12	
	病児・病後児保育事業実施箇所数(箇所)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	25年7月の事業開始に向けた準備作業を行っているところである。
		未実施	未実施	未実施	1	1	1	1	
	一時預かり事業実施箇所数(箇所)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	年々増加する保育ニーズの動向に沿って、目標値に近づくような推移を示しており、概ね適切な整備が達成できていると考えている。
3		3	4	4	4	4	4		
放課後児童健全育成事業(児童クラブ) 利用者数(人)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	ほぼ横ばいの実績値で推移しているが、地域ごとの保育ニーズの変化に伴う需給調整が必要であり、平成26年度から1施設の増設を行う予定である。また、対象年齢の引き上げも国において予定されている。	
	540	488	526	528	600	700	818		
放課後児童健全育成事業(児童クラブ) 実施箇所数(箇所)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	同上	
	12	12	12	13	13	13	13		
地域子育て支援拠点箇所数(箇所)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	年々増加する保育ニーズの動向に沿って、目標値に近づくような推移を示しており、概ね適切な整備が達成できていると考えている。	
	1	4	4	4	5	6	7		
ファミリー・サポート・センター箇所(箇所)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	平成25年度に予定している子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査に基づき、実施の検討を行いたい。	
	未実施	未実施	未実施	未実施	1	1	1		

⑤ 施策構成 事務事業	事務事業名		事務事業の内容		事業費(人件費込、単位:千円)			優先順位
					H23年度実績値	H24年度実績値	H25年度見込額	
	1	若年者専修学校等技能習得資金貸付事業	若年者の技能及び知識の習得を援助するための貸付事業		1,190	1,550	1,550	地域福祉課分
	2	児童クラブ施設管理事業	公立児童クラブ11施設の維持管理事業		7,491	7,343	8,445	23
	3	児童クラブ事業	児童福祉法に基づき、放課後留守家庭の児童を専用施設でお預かりする事業		81,177	83,943	87,973	22
	4	子ども医療費給付事業	中学3年生までの児童の医療費のうち保険診療分の自己負担分を支給する事業		201,859	208,955	290,079	5
	5	次世代育成支援事業	次世代育成支援対策推進法に基づく、各種子育て支援事業		2,160	2,160	3,867	27
	6	次世代育成保育所補助事業	次世代育成支援対策推進法に基づく、各種子育て支援補助事業		83,738	83,518	83,706	18

5 施策構成 事務事業	7	児童館建設推進事業	地域の児童の健全育成及び子育て支援拠点施設整備を推進する事業	2,380	5,043	18,169	24
	8	私立保育園児童措置委託事業	児童福祉法に基づき、保育に欠ける児童を私立保育所へ入所措置する事業	1,036,126	1,035,196	1,059,375	13
	9	児童扶養手当支給事業	児童扶養手当法に基づき、満18歳までの児童を養育するひとり親家庭に対し手当を支給する事業	415,595	420,355	428,559	3
	10	その他児童措置事業	児童福祉法に基づき、児童保護のため、母子生活支援施設への措置を行う事業	1,575	1,549	2,440	30
	11	児童手当支給事業	児童手当法に基づき中学3年生までの児童に対し手当を支給する事業	1,378,510	1,225,164	1,214,399	1
	12	ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭の医療費のうち保険診療分の自己負担分を支給する事業	49,102	52,144	53,716	7
	13	母子福祉会助成事業	行橋市母子寡婦福祉会の活動支援を目的とする助成金を交付する事業	570	570	640	32
	14	ひとり親家庭等助成医療費支給事業	ひとり親家庭等医療費支給事業の所得制限額を超える家庭に対し市単独で自己負担分の1/2の助成を行う事業	1,682	1,842	1,960	11
	15	母子家庭自立支援給付事業	母子家庭の母が、就職に有利となる資格を取得し、就業を支援する事業	34,245	27,798	22,213	28
	16	保育所施設管理事業	公立保育所2施設の維持管理事業	10,610	11,686	12,274	16
	17	保育所運営事業	公立保育所2施設の運営事業	53,046	57,786	75,091	15
	18	保育所緊急整備事業	保育施設の老朽化及び保育ニーズの変化等に対応するための整備を推進する事業	2,030	2,100	3,430	29
	19	特別児童扶養手当支給事業	20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母等に対手当を支給する事業	1,610	1,610	1,680	21
	20	未熟児養育医療支給事業	医療を必要とする未熟児に対し、養育に必要な医療費の給付を行う事業	0	0	1,190	20
	21	予防接種健康被害障害年金事業	予防接種により障害になったため、予防接種健康被害救済給付制度により障害年金を給付	5,538	5,521	5,027	6
	22	母子保健事業	母性・乳幼児の健康の保持・増進に努め育児支援を行なう事業。H25年度より未熟児訪問等の事業が追加	71,364	76,626	92,823	2
	23	子育て支援予防接種事業	感染症の発生及び蔓延を予防するために定期予防接種を行う事業	105,102	111,921	114,654	4
	24	子宮頸がんワクチン事業	ワクチン接種により子宮頸がんを予防する事業。H25年度より任意接種から、定期予防接種として実施する事業	60,994	19,332	25,849	8
	25	ヒブワクチン事業	乳幼児の髄膜炎予防のために行う予防接種事業。H25年度より任意接種から、定期予防接種として実施する事業	23,312	24,340	23,342	9
	26	小児用肺炎球菌ワクチン事業	乳幼児の髄膜炎予防のために行う予防接種事業。H25年度より任意接種から、定期予防接種として実施する事業	32,355	32,740	33,779	10
	27	乳児家庭全戸訪問事業	生後4ヶ月までの全ての乳児いる家庭を訪問し、育児相談・子育て情報の提供等を行い、育児不安の軽減と虐待予防を行なう事業	5,514	4,017	5,350	12
	28	児童虐待予防事業	児童虐待等の問題を抱える要保護児童に関する相談や訪問・ケース会議等を行う事業	3,290	3,366	5,244	25
	29	子育て支援事業	育児相談・子育てサークル等を実施し、地域の子育て家庭の支援を行なう事業	13,096	13,371	13,315	26
	30	療育事業	障がい児等支援の必要な乳幼児等の相談・訓練を行い、児童の発達支援を行なう事業	17,936	17,796	18,986	14
	31	巡回訪問事業	保育園等の訪問を行い、児童の発達に応じたアドバイスを行い、園生活が円滑に行えるよう事業	3,420	4,120	4,400	17
	32	読書活動推進事業（ブックスタート事業）	4ヶ月健診時に、絵本の読み聞かせを行い、絵本を配布し、親子の関りをスムーズに行えるよう事業	980	980	980	31
	33	児童発達支援事業	発達障害児等を通園施設へつなぐまでの相談支援を行なう事業	0	0	3,990	19

6  
施策全体の今後の方針と展望  
(主要部長の意見)

国の主要施策である子育て支援を受け、行橋市においても従来の施策に加えて新たな事業展開を実施しているが、今後更に新たな事業展開が予測されるものである。  
このため、子ども支援課という組織で上記33事業を展開しているところではあるが、人的パワーや専門性が求められる為、日常から業務量の分析を行い、適正な人事配置と専門職の確保に努めなければならない。  
また、政策として今年度から対象年齢を拡大した子ども医療のように、常時データの分析を行った上で提言していく必要があり、国の補助金やモデル事業等常に情報収集を行い、スクラップアンドビルドの概念も踏まえて予算獲得をしていく必要がある。

7  
総合計画審議会からの意見及び指摘事項等

核家族化の進行や夫婦共働き世帯の増加等、家庭において充分な子育てを行いつらい社会が進行している。経済的な理由で共働きをせざるを得ない状況である家庭もあるだろうが、男女共同参画の進展等による女性の社会進出が当たり前の中になってきたことが背景としてあるのではないかとと思われる。一昔前の子育てとは何もかも変わってしまったように感じる。  
しかしながら、そのような世の中の変化は今後も更に加速していくことが予想され、行政と家庭と学校と地域で手を取り合ってひとりの子どもの成長を見守っていく必要があるのではないかと考える。  
今後も限られた行政資源（人員・予算）の中で最大限の智恵を絞り、地域の民生委員等とも連携を充分にとり、より良い子育て体制を構築していただきたい。

8  
施策の最終方針  
(市長の意見)

かつて子育て支援における行政制度は、第一義的な子育ての援助は家庭内のお互いの助け合い、あるいは地域社会のお互いの助け合いによるものであることを前提としていたが、社会構造の変化とともにこうした社会関係資源が地域から失われつつある。  
今日的な子育ての課題に即した公的支援を展開するためには、子育ての現状、理念、制度、運営、及び具体的援助の一体的検討を行うことが必要であり、孤立化・分断化された社会に子育て支援の事業や仕組みを入れていくことによって、もう一度緩やかなつながりを社会に作っていくことが重要であるとする。  
本市の子育て支援体制の更なる充実のため、既存の事業にとらわれることなく、こうした視点に立った施策の展開を実現していきたい。